			虫、ほこりその他衛生上有害なものの侵入を防ぐための設備の構造
		（略）	（略）
（略）	（略）		
（十一）～（十九）			

二　（略）

5～11　（略）

（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）

第三条　法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一・二　（略）

一　（略）

二

	(い)	(ろ)
	図書の種類	明示すべき事項
(一)～(六)	（略）	

三　（略）

2～8　（略）

（建蔽率の制限の緩和に当たり建築物から除かれる建築設備）

第十条の四の七　令第百三十五条の二十一第一号の国土交通省令で定める建築設備は、かごの構造が壁又は囲いを設けている昇降機以外の建築設備とする。

別表第二（第十一条の二の三関係）

	(い)	(ろ)
（略）		
耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合		百四十三万円
耐力壁について一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合		百四十六万円
耐力壁について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合		百四十九万円
柱について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合		百三十四万円

			ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備の構造
		（略）	（略）
（略）	（略）		
（十一）～（十九）			

二　（略）

5～11　（略）

（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）

第三条　法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一・二　（略）

一　（略）

二

	(い)	(ろ)
	図書の書類	明示すべき事項
(一)～(六)	（略）	

三　（略）

2～8　（略）

（建蔽率制限の緩和に当たり建築物から除かれる建築設備）

第十条の四の七　令第百三十五条の二十一第一号の国土交通省令で定める建築設備は、かごの構造が壁又は囲いを設けている昇降機以外の建築設備とする。

別表第二（第十一条の二の三関係）

	(い)	(ろ)
（略）		
耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合		百四十三万円
耐力壁について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合		百四十九万円
柱について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合		百三十四万円